

「混ぜればごみ、分ければ資源」で、ごみを減らそう
リユース・リデュース・リサイクルを心がけましょう

Reuse

くり返し使う

使ったものをすぐ捨てずにくり返し使ったり、リサイクルショップなどを利用しましょう。

Reduce

ごみをもとから減らす

詰め替え商品を選ぶなど「ごみ」を出さない・作らない工夫をしましょう。

Recycle

資源として、再び利用する

ごみとして捨てる時に、分別のルールを守りましょう。

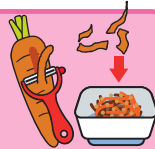


私たちにできること1

生ごみの3切り運動

その1

**食材は
使い切り**



食材は必要な分だけ買って、できるだけ使い切りましょう。

その2

**料理は
食べ切り**



料理は必要な量だけ作り、できるだけ食べ切りましょう。

その3

**捨てる前に
水切り**



生ごみの80%は水分です。できるだけ水切りしましょう。

生ごみは水分が多いため、**処理するのに多くの時間と燃料が必要**になります。生ごみの3切り運動を実践し、生ごみを減らすことにご協力ください。

3切り運動の実践で生ごみが減ると

- 食品ロスの削減につながります
- ごみが軽くなります
- 悪臭の防止になります

私たちにできること2

廃食用油を回収しています

家庭から回収した廃食用油は、BDF(バイオディーゼル燃料)と呼ばれる植物性油由来の燃料に精製され、その燃料を一部のごみ収集車に利用しています。

回収できる廃食用油は、家庭から発生した以下の種類の廃食用油に限ります。

対象品目 【なたね油、コーン油、紅花油、ひまわり油、綿実油、ごま油】

出し方 これらの種類の廃食用油は密閉容器(ペットボトル等)に入れ、回収場所に設置している回収ボックスに入れてください。



のぼりが目印です

施設名	所在地	利用時間	閉庁(閉館)日	連絡先
大淀町役場	大淀町桧垣本2090	8時30分～17時15分	土・日・祝日・年末年始	0747-52-5501
道の駅 吉野路大淀iセンター	大淀町芦原536-1	9時00分～17時00分	火曜日・年末年始	0747-54-5361

**SDGs(持続可能な開発目標)の
達成を目指しましょう**

資源の有効利用や廃棄物の削減、3Rの推進、食品ロスの削減などに取り組むことでSDGsの達成に近づきます。積極的な取り組みをよろしくお願いいたします。



対象品目

- 携帯電話・スマートフォン・PHS
- USBメモリ
- PCメモリ、メモリーカード
- デジタルカメラ
- 小型ビデオカメラ
- 携帯型ゲーム機
- 電子辞書、電卓
- 携帯音楽プレーヤー、MDプレーヤー、CDプレーヤー
- ICレコーダー



出し方

回収対象品目に該当する小型家電製品は、次の場所に設置されている回収ボックスに入れてください。
回収対象品目以外の品物や回収ボックスに入らない大きさの品物は回収できません。

施設名	所在地	利用時間	閉庁(閉館)日	連絡先
大淀町役場	大淀町桧垣本2090	8時30分～17時15分	土・日・祝日・年末年始	0747-52-5501
大淀町文化会館	大淀町桧垣本2090	8時30分～17時15分	火・祝日(火曜日が祝日の場合はその翌日)・年末年始	0747-54-2110
旭ヶ丘総合センター	大淀町比曽327-1	8時30分～17時15分	第2、4、5土・日・祝日・年末年始	0746-32-5189

パソコン、バイク等については、各メーカーや協力店等がリサイクルします。
引取りには費用がかかる場合があります。詳細はそれぞれにお問い合わせください。

対象品目

■**パソコン** 各メーカーが引き取ります。
詳しくは以下をご確認ください。



●一般社団法人パソコン3R推進協会
☎03-5282-7685
<http://www.pc3r.jp>

■**バイク** 廃棄二輪車取扱店もしくは指定引き取り場所
で引き取ります。
詳しくは以下をご確認ください。



●二輪車リサイクルコールセンター
☎050-3000-0727
●公益財団法人自動車リサイクル促進センター
<https://www.jarc.or.jp>

■**消火器** 一般社団法人日本消火器工業会が地域の
販売代理店等と協力して引き取ります。
詳しくは以下をご確認ください。



●消火器リサイクル推進センター
<https://www.ferpc.jp>

■**使用済みバッテリー**

地域のリサイクル協力店にて引き取って
くれます。対象は自動車、二輪車用バッ
テリーです。
詳しくは直接店舗に連絡してください。

●マツダ電装
(大淀町下淵289-5)
☎0747-52-2633

■**廃タイヤ** 地域のリサイクル協力店が引き取ってくれます。
詳しくは直接店舗に連絡してください。

●サカタタイヤ株式会社
(大淀町桧垣本1363-1)
☎0747-52-2777
●岡西タイヤ販売株式会社
(大淀町芦原1)
☎0747-52-5725

「混ぜればごみ、分ければ資源」で、ごみを減らそう

各種回収方法をお伝えします

私たちにできること5

集団資源回収について

各地区の自治会(区)、こども会、婦人会、老人会、PTA等の各種団体によっては、集団資源回収活動を実施している場合があります。これらの活動に対しては、資源回収量に応じて町から助成金を交付しています。こういった取り組みも積極的にご利用いただき、ごみの減量化・再資源化にご協力ください。助成金の対象とする資源ごみは次のとおりです。

対象品目 ●アルミ缶 ●新聞、雑誌、ダンボール ●古着



お住まいの地域の団体が集団資源回収をされているかどうか等については、各団体の代表者もしくは町役場までお問い合わせください。

処分場への直接搬入

出し方

処分場へごみを直接搬入される方は、**事前に電話申込**をしてください。事前連絡なしに搬入された場合、受入れをおことわりさせていただきます。搬入することができるのは、一般廃棄物のみとなります。産業廃棄物等に関しては受入れることができません。専門の処理業者に処理を依頼してください。

ごみの種類によって搬入先が変わりますのでご注意ください。

受入れるごみの種類とお申込先、受入時間等は次のとおりです。



名称	所在地	電話番号	受付日時	搬入できるごみの種類
さくら広域環境衛生組合	大淀町西増 596-3	0746-47-2215 (令和5年10月1日以降)	<ul style="list-style-type: none"> 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分 第3土曜日 9時00分～12時00分 13時00分～15時00分 	指定ごみ袋及び粗大ごみで収集できる種類のごみ
大淀町一般廃棄物処理施設	大淀町下淵 1641-16	0747-52-8419	<ul style="list-style-type: none"> 月曜～金曜(祝日・年末年始除く) 8時30分～12時00分 13時00分～15時00分 	さくら広域環境衛生組合で受入れることができないごみのうち、枝木・コンクリートブロック等一部のごみ



事業所からのごみの排出について

事業者は、廃棄物処理法により、事業活動に伴い発生したごみを自らの責任において適正に処分しなければならない義務が定められています。事業所から発生するごみは、産業廃棄物と一般廃棄物に分けられ、事業所から発生するごみが全て産業廃棄物になるわけではありません。また、一般廃棄物は、家庭ごみと区分するために、事業系一般廃棄物と呼ばれています。

		対象品目	処理方法
事業所のごみ	産業廃棄物	廃棄物処理法に定められている20品目	奈良県の許可を有している処理業者に依頼してください
	事業系一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物	町に申込をしてください

廃棄物処理法により、廃棄物の処理を他人に委託するには、廃棄物処理業の許可を有する業者に依頼しなければなりません。そのため、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していない業者に一般廃棄物の収集運搬を委託することは、違法行為となり廃棄物処理法の規定により罰則の対象となります。大淀町では、この許可を出していないため、町が事業系一般廃棄物の収集を行います。収集にあたっては町に申込みをしてください。

事業系一般廃棄物の具体例

- ・飲食店、食堂、スーパー等から発生する調理くず等の生ごみ
- ・事務所から発生するリサイクルのできない紙くず



町では処分できないごみ

以下のごみは、町で処理することができません。

購入店や専門業者に相談してください。

対象品目

●産業廃棄物

(建設廃材等)



●自動車・単車

(自動車、単車、タイヤ、バッテリー、自動車部品等)

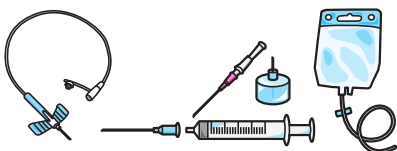


●墓石、墓標



●医療廃棄物

(注射針、注射筒、点滴セット等)



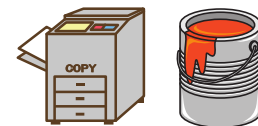
●農業用資機材

(トラクタ、田植え機、ビニールハウス、農薬等)



●営業用機材機具

(コピー機、塗料缶、シンナー缶等)



●爆発・引火物

(ガソリン、廃油、オイル、塗料、石油類等)



●神仏具

(仏壇、神棚、位牌等)



●その他処理困難物

(ピアノ、ボウリングの玉、介護用電動ベッド、金庫【据置き型】)



環境を守るための約束ごと

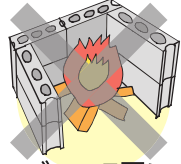
野焼きは絶対にやめましょう

生ごみ・紙類・ビニール類などを自宅や空き地で燃やすことは廃棄物処理法で禁止されています。地面に穴を掘ったり、ブロック囲い、ドラム缶、一斗缶で焼却することはもちろんですが、法令の構造基準を満たさない簡易的な焼却炉による焼却も違反になり、罰則の対象になります。

いわゆる野焼き行為は絶対にやめてください。



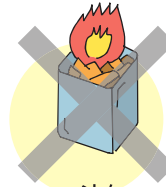
地面



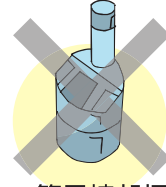
ブロック囲い



ドラム缶



一斗缶



簡易焼却炉

例外規定

1. 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

例) とんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄、お札などの焼却

2. 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものの焼却

例) 農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却

3. たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの

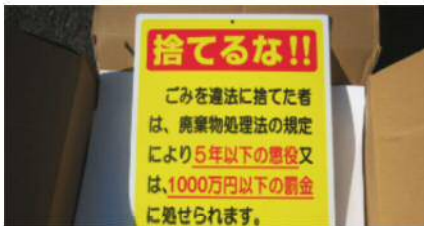
例) 暖をとるためのたき火やキャンプファイアー等

ただし、これらの例外規定による焼却でも、苦情等があった場合には改善命令や各種の行政指導の対象になることがあります。天候や風向き、時間帯等、周囲への気配りをよろしく願います。

廃棄物の不法投棄は、重大な犯罪行為です。いかなる理由があっても許されません

不法投棄を発見した場合は警察や町役場に連絡してください。また、不法投棄行為を発見した場合は、車のナンバー、車種、特徴などを警察に通報してください。町では、不法投棄防止看板や横断幕を設置して、防止対策に努めていますが、不法投棄の防止には、地域が一体となった不法投棄を許さない環境づくりが大切です。住民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

不法投棄行為を発見した場合は、車のナンバー、車種、特徴などを警察に通報してください。



看板小



看板大



横断幕